

## 上水道告示第7号

長浜水道企業団企業職員給与規程（昭和42年上水道告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

第1条 長浜水道企業団企業職員給与規程（昭和42年上水道告示第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「以上」を「以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」に、改める。

第20条第2号中「もしくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法もしくは第22条第2項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始もしくは終了し」に、「額」を「額もしくは駐車場等の料金」に改める。

第21条中「提示」の右に「または第22条第2項に定める駐車場等たる要件を具備していることおよび駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加え、「改定しなければならない」を「改定するものとする」に改める。

第22条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号に、「得た額の合計額」を「得た額および前項第1号の定める額の合計額」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第19条第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地および利用形態が、勤務所の周辺または第21条の規定に基づき決定し、もしくは改定する手当額の基礎となる経路もしくはこれに準ずるものとして企業長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であり、職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でなく、かつ、その利用について職員の配偶者もしくは条例第6条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設またはこれに準ずるものとして企業長が定める施設でないものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（第23条の2第2号に定める職員を除く。）の通勤手当の

額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として、次のアからイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからイまでに定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては5,000円）

ア 一の駐車場等を利用する場合 次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める額

（ア）月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

（イ）駐車場等の料金を定める期間（月または年によって定められた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（ウ）（ア）および（イ）に掲げる場合以外の場合 企業長が定める額

イ 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等についてア（ア）から（ウ）までに定める額を合計した額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第23条の2第2号中「掲げる額」を「掲げる額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に第22条第2項第1号に定める額を加算した額）」に、同条第3号中「掲げる額」を「掲げる額（駐車場利用職員にあっては、その額に第22条第2項第1号に定める額を加算した額）」に改める。

第23条の3第1項中「（前条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）」の右に「および第22条第2項第1号に定める額」を加える。

第25条の2第1項第2号中「もしくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法もしくは駐車場等を変更し、駐車場等の使用を開始しもしくは終了し」に、「運賃等の額」を「運賃等の額もしくは駐車場等の料金」に改める。

第37条の6第2項第3号中「期間」を「期間（公務傷病等による休職者（第9条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間を除く。）」に改め、同条第3項を削る。

第37条の7第1項中「在職した」を「勤務した」に、同条第2項中「前条第2項および第3項の規定を準用する。」を「前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。」に改める。

付則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(改正後の長浜水道企業団企業職員給与規程第20条第2号に規定する「駐車場等」をいう。)を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の長浜水道企業団企業職員給与規程第20条の例により、その実情を届け出なければならない。